

# 令和7年度当初入園1次申込み【電子申請】について

令和7年4月入園を希望する方の申込みです。電子申請を行った場合は、園での受付は不要です。

## 1. 申込み・入園までの流れ

電子申請による申込みの流れは以下のとおりです。

電子申請後、11月20日（水）までに園で面接を受けてください。

豊田市外在住者・海外在住者で11月20日（水）までに面接ができない場合は、面接が可能になったときに園に連絡をして面接を行ってください。

その他入園要件や各園の開所時間等については「豊田市こども園等のご案内」をあらかじめ御確認ください。

## 1次申込み

(9/9~9/18)

ホームページ  
「あいち電子申請・  
届出システム」で申  
込み

- ・「令和7年度こども園等当初入園申込み」からお申込みください。
- ・お申込み時に、健康の記録や、要件必要学齢の方は同居の父母の要件証明書（就労証明書等）の添付が必要です。必要書類をダウンロードして記入していただき、スキャン等をして添付してください。
- ・求職活動・家族従業者を要件とする1次申込みはできません。2次申込みでお申込みください。

申込完了通知の  
メール受信

- ・9月18日（水）午後5時15分までに入力し、**申込完了通知のメールを確認**してください（9月18日（水）午後5時15分を超えると申込みできません。）。

受理通知の  
メール受信

- ・お申込みいただいた内容を保育課で確認し、9月24日（火）までに受理通知メールをお送りいたします。  
受理通知メールの内容を確認し、今後の手続きに進んでください。

(10/9~11/20)

必要書類の提出

### 【11月20日（水）までに面接が可能な場合】

**10月9日（水）～11日（金）**の期間に面接の日程調整の連絡を第1希望園に連絡をしてください。

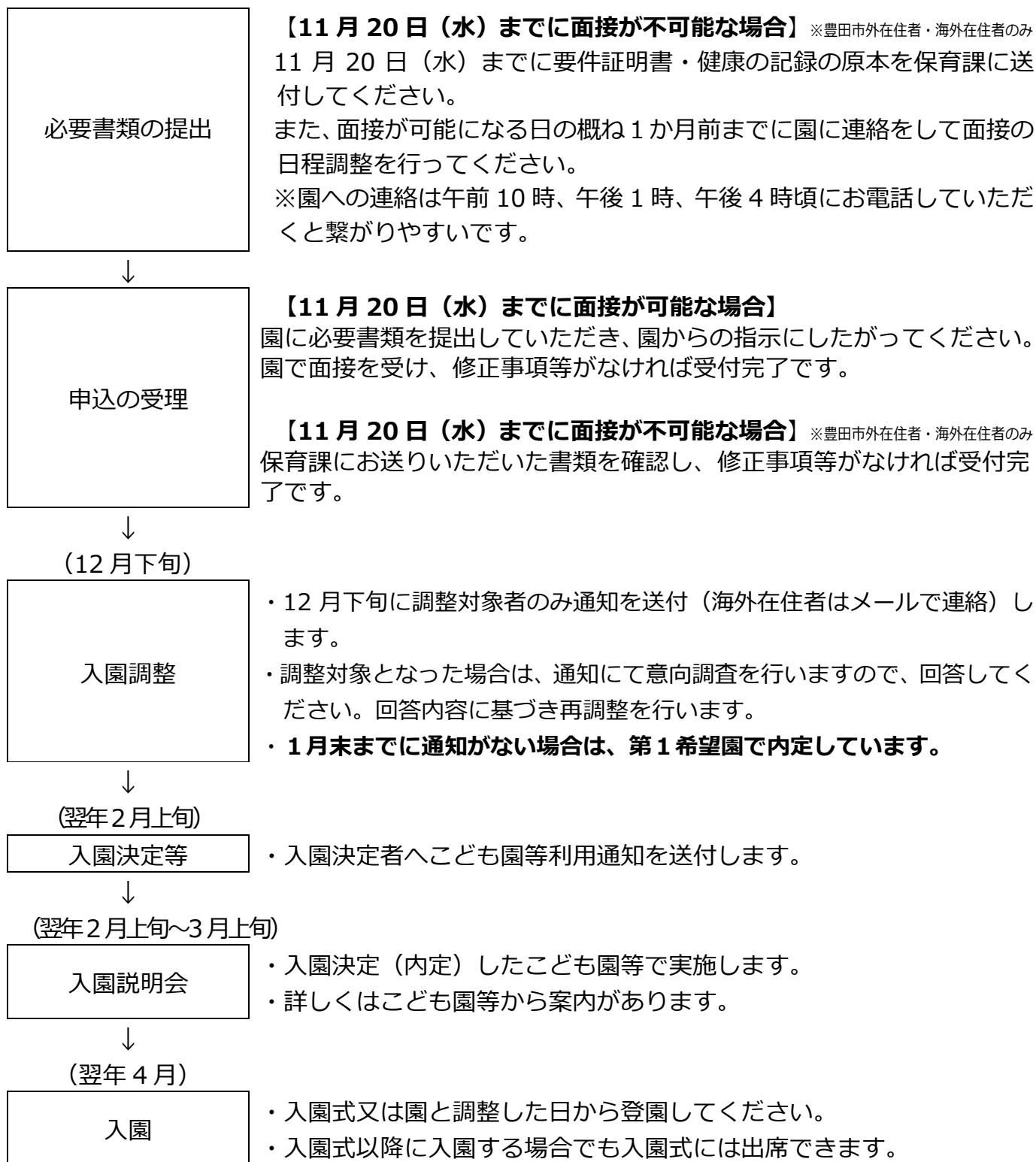
#### 【面接時の持ち物】

- (1) 要件証明書
- (2) 健康の記録

※(1)(2)については、原本を御提出ください。

- (3) 面接に行く保護者の個人番号カード

※個人番号カードがない場合は、マイナンバー入りの住民票の写し+運転免許証でも可



## 2. 「あいち電子申請・届出システム」による申込み手順

受付期間内（R6 9/9～9/18）に以下（1）～（3）のいずれかの方法により検索し、①～②のとおり申込み手続きをしてください。

（1）検索

- a 「あいち電子申請」で検索
- b あいち電子申請・届出システム  
トップページ 「申請団体選択へ」を選択
- c 「豊田市」を選択
- d 手続き名「令和7年度こども園等当初入園申込み」を選択

（2）インターネット URL

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=101772](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=101772)

（3）スマートフォン用  
2次元バーコード



① 必要な書類をダウンロードし、記入する。

【必要な書類】

- ・健康の記録
- ・入園要件が必要な園児の場合は、同居の父母の要件証明書（就労証明書等）  
※保育課ホームページ「(令和7年度用) 保育要件の様式ダウンロード」から父母それぞれ該当する要件証明書をダウンロードし、記入する。

〈保育要件の様式ダウンロード リンク〉

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1016131/1055298.html>



ミライの未来をつくる  
SDGs未来都市  
とよた

色・文字サイズの変更 Other

サイト内検索

🏠 暮らしの情報

★ イベント情報

🏢 施設情報

👤 事業者向け情報

現在位置: [トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [子育て支援](#) > [子どもを預ける](#) > [こども園等・私立幼稚園](#) > [こども園等当初入園](#) > 保育要件の様式ダウンロード

（令和7年度用）保育要件の様式ダウンロード

② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択 ※利用者登録は必要ありません。

あいち 豊田市 電子申請・届出システム

操作時間 [延長](#) 文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)

[手続き申込](#) [申込内容照会](#) [職責署名検証](#) [利用者登録](#) [ログイン](#)

[申請団体選択へ](#) [申請書ダウンロードへ](#) [ヘルプ](#)

**手続き申込**

**利用者ログイン**

手続き名	令和〇〇年度こども園等当初入園申込
受付時期	20〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ~ 20〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#) [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

③ 利用規約の内容を確認し、「同意する」を選択

<利用規約>

事業管理者、県警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれている機関。)又は、愛知県内市町村(名古屋市を除く。)(以下「県内市町村」という。)にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2 運営  
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が運営します。

3 利用上の注意  
本システムの利用者(以下「利用者」という。)は、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、協議会は本システムのサービスを提供します。  
本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただいたものとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 20〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ~ 20〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分です。  
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

[一覧へ戻る](#) [同意する](#)

④ メールアドレスを入力し、「完了」を選択

手続き申込

メールアドレス入力

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > **メールアドレス入力 STEP 4** > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > 申込完了 STEP 8

令和〇〇年度こども園等当初入園申込

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。  
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-toyota-aichi@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが受信され来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です。

連絡先メールアドレス※

連絡先メールアドレス (確認用)※

⑤ 受信したメールに記載された URL にアクセスし、必要情報を入力

⑥ ①で記入した証明書をスキャンもしくは撮影して添付

添付ファイル  **必須**

【必要書類】

- ・健康の記録
- ・入園要件が必要な方は、同居の父母の要件証明書（就労証明書等）

ダウンロードした様式を印刷し、記入したものをスキャン又は写真画像としたファイルを添付してください。なお、就労証明書等で事業所等が証明したものについては、**〇〇月〇〇日（〇）**までに行う第1希望園での面接時に原本を提出してください。また、必要書類が**〇〇月〇〇日（〇）**までに提出されなかった場合や不備がある場合は取下げとなりますので、余裕をもって提出してください。

【保育要件の様式ダウンロード（リンク）】  
<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1016131/1016135.html>

⑦ 入力内容を確認し、間違いがなければ「申込む」を選択

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

⑧ 登録完了メールが送付されてきたことを確認

**【入園希望児が複数いる場合】※園児の人数分申請する必要があります。**

⑨ あいち電子申請トップ画面上部の「申込内容照会」を選択

⑩ 申込完了メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を入力

⑪ 画面下部の「再申込する」を選択

⑫ 以降③～⑧と同様

※前回入力された情報が表示されるので、児童名など必要箇所を修正してください。

**【申込内容を修正する場合】**

面接時に園で修正をしてください。電子申請の受付期間中に第1希望園を変更する場合のみ、保育課へ電話で連絡をし、保育課で処理後、システムから修正を行ってください。

**3. 必要書類の提出について**

0～3歳児（一部の園では0～2歳児、又は全学齢）のこども園等入園にあたり、保護者の就労等を入園要件としております。同居の父母の入園要件を証明する書類（就労証明書等）の提出が確認できない場合は申込みを取り下げたものとみなしますので、必ず提出してください。